

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	行政財産の目的外使用許可	
根拠法令・条項	地方自治法第238条の4第7項 堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程第2条	
所 管 課	総務部 理財・会計課	
審 査 基 準	<p>1 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次のいずれかに該当する場合に限り、行政財産の目的外使用の許可（以下「使用許可」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他の公共団体、公共的団体若しくは公益的団体が公用、公共用若しくは公益事業の用に供するために使用するとき、又は私人において公共若しくは公益の用に供するために使用するとき。</p> <p>(2) 運輸、電気又はガスの事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(3) 行政財産の一部に食堂、売店等の福利厚生施設又は当該行政財産を利用する者等の利便の向上を図るための施設、設備等を設けるととき。</p> <p>(4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。</p> <p>(5) 使用する期間が一時的であって、かつ、上下水道局の事務事業及び財産管理に支障を生ずるおそれのないとき。</p> <p>(6) (1)から(5)に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 管理者は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対して使用許可をしてはならない。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団</p> <p>(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員</p> <p>(3) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	